

役員報酬および費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人とちぎユースサポーターズネットワーク(以下、「この会」という)の役員に支給する報酬および費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 この会の役員報酬は、理事会によってこれを定める

(費用弁償)

第3条 役員等として研修、その他の会合に出席したときは、交通費及び宿泊費を実費弁償する。但しこの会が開催する会合への出席に関してはその限りではない。

付則

この規定は、2024年7月1日から施行する。